

島根県建設工事 総合評価方式運用手引き (H30 版) の主な改正点 (お知らせ)

建設産業対策室
技術管理課

平成30年6月1日以降に入札公告する工事から一部改正する島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 特別簡易型(地域維持型)総合評価方式:評価項目見直しによる試行継続

施工不良防止、地域維持を担う企業・人材確保を目的とした特別簡易型(地域維持型)を平成26年度から試行している。試行の検証結果から、企業の入札参加意欲の向上、適用工事における工事成績評定点の上昇など、県全体としては一定の効果は認められる。

一方、受注意欲はあるが、施工実績の少ない企業は受注することが難しいことから、受注機会が確保できるよう評価項目を見直し、さらなる地域維持を担う企業や人材確保への配慮に取り組むため、「地域貢献」に重きをおいた特別簡易型(地域維持型)を試行する。

①対象工事:土木一式工事(一般土木工事及び維持修繕工事)

②適用区分:技術的難易度 Iに相当する工事

③実施方針:全県において下記のとおり実施する。

●4,000万円以上1億円未満で技術的難易度 I に相当する全工事

●2,500万円以上4,000万円未満で技術的難易度 I に相当する工事で年間10件(事務所(局)、事業所毎に1件程度)

【評価基準】

| 評価項目 | | 配分点 | | 見直し配分点 | |
|--------------|---|---------|-----------------------|--------|-----------------------|
| 企業 【3点】 | ① 過去2年間の工事成績評定点の平均点<73点以上:3点、73点未満:0点>(対象工事1件の場合2.5点) | 3 | | 3 | |
| | ② 同種工事の施工実績(数量無~1/2の間で設定) | 1 | | | |
| 技術者 【1点】 | ① 資格(1・2級土木施工、1・2級建設機械)<有、無> | 1 | | 1 | |
| | ② 同種工事の施工経験(数量は企業の1/2程度) | 1 | | | |
| 地域貢献 【5点】 | ① 過去2年間の県との防災協定(家畜伝染病防疫協定)の締結実績<有、無> | 1 | | 1 | |
| | ② 過去2年間の県管理公共土木施設維持管理業務または海岸漂着物回収業務実績<有、無> | 1 | | 1 | |
| | ③ 過去2年間の県管理道路を含む除雪業務の実績<有、無> | 1 | | 1 | |
| | ④ 過去2年間のボランティア活動等の参加実績<有、無> | (1) | 2 (④~⑥から 2項目選択) | (1) | 2 (④~⑥から 2項目選択) |
| | ⑤ 若手・中堅技術者の配置<有、無> | (1) | | (1) | |
| | ⑥ 建設機械の保有状況<3台以上、未満> | (1) | | (1) | |
| 地理的条件 | ① 会社所在地<有、無> | (1) | | (1) | |
| 加算点の合計 | | 11(12)点 | | 9(10)点 | |

※地域設定要件の追加(地域維持型限定)

<地域設定できる条件を追加>

地域の実情により、自然条件が厳しい雪寒地域の工事で「除雪業務」を担っている企業による施工が円滑な実施につながる工事

2. 施工体制確認型総合評価方式の試行継続

ダンピング受注対策として平成 21 年度から予定価格1億円以上の工事に実施している施工体制確認型の試行を継続する。

3. 施工実績(経験)、表彰は当該工事の種別に応じて評価する 新規

評価項目のうち、「企業の同種工事の施工実績」、「技術者の同種工事の施工経験」及び「優良工事表彰」、「優秀技術者表彰」については、より専門的に評価するため、当該工事の種別に応じた組合せに限定して評価する。(工事成績評定点の平均点算定は、平成27年6月から種別毎に限定)

本内容については、平成29年6月から、予定として1年間周知していたものである。

工事成績評定点の平均点
同種工事の施工実績(経験)
優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)、優秀建設技術者表彰 } 評価対象

| (土木関連工事) | | | | (建築関連工事) | | | |
|-----------------|--------------------------|--|--------------------------|----------|----------------|--|--------------------------------|
| 発注工事 | | 評価対象 | | 発注工事 | | 評価対象 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 工事成績評定点の平均点 同種工事の施工実績(経験) 優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)、優秀建設技術者表彰 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 工事成績評定点の平均点 同種工事の施工実績(経験) 優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)、優秀建設技術者表彰 | |
| 工事種別 | 建設工事の種類 | 工事種別 | 建設工事の種類 | 工事種別 | 建設工事の種類 | 工事種別 | 建設工事の種類 |
| 一般土木工事 | 土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 | 一般土木工事 | 土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 | 一般建築工事 | 建築一式工事 | 一般建築工事 | 建築一式工事 |
| 維持修繕工事 | 土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 | 維持修繕工事 | 土木一式工事 しゅんせつ工事 | | 大工工事 | | |
| 舗装工事 | 舗装工事 | 舗装工事 | 舗装工事 | | 左官工事 | | |
| 特殊舗装工事 | 舗装工事 | | | | 石工事 | | |
| 維持修繕工事 | 舗装工事 | | | | 屋根工事 | | |
| 鋼橋上部工事 | 鋼構造物工事 | 鋼橋上部工事 | | | タイル・れんが・ブロック工事 | | |
| アスファルト舗装工事 | 舗装工事 | | | | 鋼構造物工事 | | |
| 特殊舗装工事 | 舗装工事 | | | | 鉄筋工事 | | |
| 維持修繕工事 | 舗装工事 | | | | 板金工事 | | |
| 鋼橋上部工事 | 鋼構造物工事 | 鋼橋上部工事 | | | ガラス工事 | | |
| アリストコングリート構造物工事 | 土木一式工事 | アリストコングリート構造物工事 | | 内装仕上工事 | | | |
| 港湾工事 | 土木一式工事 しゅんせつ工事 | 港湾工事 | | 建具工事 | | | |
| 機械設備工事 | 機械器具設置工事 鋼構造物工事 | 機械設備工事 | | 清掃施設工事 | | | |
| 塗装工事 | 塗装工事 | | | 一般建築工事 | 防水工事 | 一般建築工事 | 防水工事 |
| 維持修繕工事 | 塗装工事 | | | 一般建築工事 | 防水工事 | 一般建築工事 | 防水工事 |
| 造園工事 | 造園工事 | 造園工事 | | 一般建築工事 | とび・土工・コンクリート工事 | 一般建築工事 | 建築一式工事 及び とび・土工・コンクリート工事 |
| さく井工事 | さく井工事 | さく井工事 | | 一般建築工事 | 防水工事 | 一般建築工事 | 防水工事 |
| 法面処理工事 | とび・土工・コンクリート工事 | 法面処理工事 | | 塗装工事 | 塗装工事 | 建築物に係る塗装工事 | |
| 電気工事 | 電気工事 消防施設工事 | 電気工事 | | 電気工事 | 電気工事 | 建築物に係る電気工事 | |
| 維持修繕工事 | 電気工事 | 維持修繕工事 | 電気工事 | 消防施設工事 | 消防施設工事 | 建築物に係る電気工事 | |
| グラウト工事 | 土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 | グラウト工事 | | 冷暖房衛生 | 管工事 | 建築物に係る冷暖房衛生設備工事 | |
| 管工 | 管工事 水道施設工事 | 管工事 | | 管工事 | 管工事 | 建築物に係る冷暖房衛生設備工事 | |
| 通信設備工事 | 電気通信工事 | 通信設備工事 | | 消防施設工事 | 消防施設工事 | 建築物に係る冷暖房衛生設備工事 | |
| 一般土木工事 | 鋼構造物工事 | 対象範囲は、当該工事内容により個別判断する。 (橋梁上部工事、機械設備工事、一般土木工事) | | | | | |
| 維持修繕工事 | 鋼構造物工事 | | | | | | |

4. 配置予定技術者の評価項目に「2級舗装施工管理技術者」資格を加える 新規

舗装工事・法面処理工事等については、専門的な技術者資格の保有を評価している。舗装工事の配置予定技術者については、これまで「1級舗装施工管理技術者」資格の有無を評価対象としてきたが、「2級舗装施工管理技術者」についても専門知識があり、品質の確保・向上につながることから、評価対象に加える。

＜配点＞

1級舗装施工管理技術者 1点(現行どおり)

2級舗装施工管理技術者 0.5点(追加)

＜予定＞. 工事成績評定点の平均点対象期間を過去3年間とする(平成31年6月～) 新規

工事成績評定点の評価については、過去2年間に完成した島根県発注工事における工事成績評定点の平均点を対象としている。

近年、発注工事件数(評定工事件数)の減少傾向に伴い、受注業者数も減少し、工事成績評定点のない業者(加点のない業者)が増加しており、受注の固定化が懸念されることから、平均点対象期間を過去3年間に見直し、受注機会の公平性の確保を図る。ただし、周知期間を1年とし平成31年6月から実施する。

- ・県外企業が対象となる工事の場合は国(中国地方整備局等)の工事成績評定点も対象とする場合がある。
- ・対象となる工事件数が少数と想定される場合(建築工事及び特殊工事)は対象年数を5年程度まで拡大する場合がある。